

平成21年6月12日

午前10時開議

議 場

1. 議事日程（第4日目）

- 日程第 1 議案第43号 上天草市企業立地促進及び雇用促進条例の制定について
- 日程第 2 議案第44号 上天草市企業立地促進及び雇用促進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第45号 上天草市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第46号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第47号 上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第48号 平成21年度上天草市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第49号 平成21年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第50号 平成21年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第51号 平成21年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第52号 平成21年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第53号 天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第12 報告第 1号 平成20年度上天草市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報告第 2号 平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第14 報告第 3号 平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第15 請願・陳情書等の取り扱いについて

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（21名）

議長	堀江 隆臣				
1番	平田 晶子	2番	何川 雅彦	3番	田中 辰夫
4番	須崎 光枝	5番	宮下 昌子	6番	西本 輝幸
7番	高橋 健	8番	小西 涼司	9番	島田 光久
10番	川口 望	11番	田中 万里	13番	北垣 潮

14番 園田 一博 15番 窪田 進市 16番 津留 和子
17番 桑原 千知 18番 渡辺 勝也 19番 田中 勝毅
20番 猪塚 安親 21番 新宅 靖司

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

12番 山口 安彦

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長	川端 祐樹	教育長	鬼塚 宗徳
総務企画部長	永森 良一	市民生活部長	村田 一安
建設部長	永森 文彦	教育部長	鬼塚 憲雄
健康福祉部長	松浦 省一	経済振興部長	佐伯 秀昭
会計管理者	池田 昇	上天草総合病院事務長	松本 精史
水道局長	鍬田 成朗	総務課長	杉田 良一
財政課長	森内 孝生		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	村枝 誠二	局長補佐	野崎 秀満
参事	大石智奈美		

開議 午前10時00分

○議長(堀江 隆臣君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。本日の日程は質疑となっておりますが、議案質疑をなされる方は、その質疑回数は同一議題3回までと会議規則で定めておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、先日の議会運営委員会で、審議の方法について御協議いただきました結果、日程第12報告第1号から日程第14報告第3号の以上3件は、委員会の審査を省略し、本日の本会議で審議採決することに御了解をいただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

日程第1 議案第43号 上天草市企業立地促進及び雇用促進条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、議案第43号、上天草市企業立地促進及び雇用促進条例の制定についてを議題といたします。

本件について、質疑の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） おはようございます。11番田中万里でございます。ただいまより質疑を行います。

まず初めに、議案第43号について行います。これは、企業誘致に関する条例の制定ということでございますが、我々会派みらいにおきましても、これまで一般質問等で繰り返し繰り返し企業誘致に対しては優遇措置に関する条例の制定を求めてきたいきさつがありますので、今回の条例制定については大きな期待を持っております。それで、お尋ねいたしたいのは、条例の制定の文章を見た限りでは、文章表現だけでは市民等に説明する際など、とてもわかりにくいと思しますので、以下の点をお聞きします。

まず初めに、条例制定の趣旨、目的、特色についてと同時に、条例制定は、市長マニフェストの実現に向けて制定するものなのか。また、金銭的支援の中で、これを見た限りでは、投下固定資産額10億円に対して、3,000万円ぐらいの優遇措置があるという感じでございますが、この点については、将来的に金額の設定は変更する予定などはあるのか。また、国、県の支援策と併合しての利用はできるのか。たしか県のほうにも、新規雇用補助金などいろいろな企業誘致に対する補助金、助成金があると思うんですけれども、その辺と併合してできるかどうかです。それと、今現在で、この条例を適用できる企業誘致の予定があるのか。また、条例を制定後の3年後、5年後の税収はどのくらいアップする予定なのか、その辺は検討された上での条例制定なのか、答弁をお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） よろしくお願ひしたいと思います。私のほうで説明させていただきますけれども、十分に努力してはみたいと思ひますが、わかりにくい点は御了承いただきたいと思ひます。

まず、皆さん方のお手元のほうに、上天草市企業立地及び雇用促進条例概要の案というカラーの分を配付しております。それを御確認いただきまして、先ほど、11番さんからございました質疑に沿って説明してまいりたいと思っております。

まず、趣旨でございますけれども、上天草市の再生と自立のための新しい経済振興策ということでございます。それから、誘致による立地のみならず、既存の地場産業の振興及び起業する事業者も支援するというところでございます。それから、上天草市の特性と強みを生かした企業立地等の促進でございます。これが、大まかな趣旨でございます。

それから、目的でございます。市長マニフェストの実現に沿ったものかということも踏まえま

して、川端市長のマニフェストにもあります、地場産業の振興による雇用創出及び10年で30社500人の新規雇用を達成するための新しい経済振興策の一つでございます。目的といたしまして、そこにも列記しておりますけれども、市民所得の10%向上、それから、雇用創出による定住人口の拡大を図り、過疎化起因の諸問題を解決する一手とすると。市民所得の10%向上につきましては、17年度の調査で上天草市は、14市の中で多分最低ではなかったかと思えます。その179万円を200万円に上げるという目標設定でございます。

次に、特色でございます。適用条件を3段階で設置いたしております。適用条件といたしますのは、真ん中の2番に書いておりますが、固定資産総額と新規雇用条件として分類と。投下固定資産総額と申しますのは、固定資産を課税する対象になる建物及び償却資産への投資額のことでございます。これは、土地を除いております。

その中で、Aといたしまして、特定推奨分野、これは、投下固定資産総額が500万円以上でございます。それから、新規雇用者が3人以上の次の事業ということで4点ほど挙げております。食料品製造業、水産養殖業、自然科学研究所、クリーンエネルギー関連機器製造業の4点につきましては、上天草市の特性を生かせる分野として位置づけいたしております。

それから、Bが推奨分野、これは、投下固定資産総額が3,000万円以上、新規雇用で5人以上の、次の産業ということで11の業種を挙げております。

それから、Cの大型投資・雇用分野でございますけれども、投下固定資産総額が10億円以上、新規雇用で10人以上。2番目に、新規雇用50人以上という形で、大型投資の雇用分野という位置づけをいたしております。

それから、右側の支援措置の内容でございます。進出基盤整備促進措置に三つほど挙げております。土地造成助成費、用地取得助成、それから3番目に、建物・償却資産取得助成。次に、下のほうに、地域定着促進措置といたしまして賃借助成、それから、5番目に新規雇用助成、6番目に人材育成研修助成、7番目に地域貢献助成と。この進出基盤促進措置、地域定住促進措置の1から7の合計限度額。それと、先ほど申し上げましたAの特定推奨分野、Bの推奨分野、Cの大型投資・雇用分野のそれぞれA、B、Cの限度額を、Aで100万円、Bで500万円、Cで3,000万円に限定いたしております。

それから、交付の時期といたしまして、事業開始後すぐではなく2年目から4年目という形でうたっております。あとは、大体目を通していただければ御理解していただけるかと思えます。

それから、あと順を追って説明させていただきます。次に、質疑にございました金銭的支援の中で、投下固定資産総額10億円に対して、これによると3,000万円だが、将来的に金額の設定は変更する予定なのかということに対してでございます。本来であれば、市といたしましては、5,000万円ぐらいを設定したいところではございましたが、現時点では準備できる基金が3,000万円までが限度でございますので、この額で設定いたしておりますので御理解いただきたいと思います。なお、将来、市の財政の予算措置が可能であれば、また社会情勢が好転する状況であれば、増額することを視野に入れて協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

います。

それから、次の質疑に対してでございますが、国、県の支援策と併合して利用できるのか。この件につきましては、優遇策につきましては市独自のものとありますので、国、県の支援策と併合して利用できるものと考えております。なお、県に確認した中では、立地協定を締結するものとか、県が立ち会いとなって市町村との間に立地協定を提携するものとかうたわれている点もございます。

それから、次の質疑でございます。現在、この条例を適用できる企業誘致の予定があるのかということに対してでございますけれども、現在、食品加工業の方が東京からの進出を予定されております。この件につきましては、前年度皆様方に報告されているかと思いますが、松島町阿村出身の方でございます。まだ、時期は決定いたしておりません。また、2点目といたしましては、地場企業におきましても、増設や建てかえによる適用条件をクリアする事業所もあるようございます。と申しますのも、せんだって新聞等にも出ておりましたが、九州ワコール縫製熊本工場、今回改築なされるということで、5億円の投資をされるみたいです。そういうことでございますので、新たに5人以上の雇用があれば推奨分野に該当し、最高500万円の適用が可能となると思われま。

それから、次の質疑でございますが、条例を制定後、3年ないし5年先の税収はどのくらいアップするのかということに対してでございます。適用を受ける事業所の投下固定資産総額と、雇用人数及び収益によっても変わってまいりますので一概には言えませんが、今までよりもふえることは間違いございません。なお、各適用要件ごとにシミュレーションいたしました結果、適用事業所から固定資産税と市民税及び法人市民税が市へ納入されます。そういうことによりまして、補助金として支出いたしました額は、おおむね3年から5年間で回収できるのではないかと見込んでいるところでございます。

以上、答弁させていただきます。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 今、配付されていた概要案で、ある程度、私どもに最初配付された文章だけのものよりもわかりやすい点はございます。しかし、今の説明によりますと、例えば、きょう配付されたこれによりますと、2の適用条件の中で、A、B、Cとございます。このA、B、C、また、次の3の支援措置の内容で、1から7の合計の限度額のA、B、C、これはA、B、Cの中の一つを選んでくださいというようなやり方になるんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） これは、それぞれの希望される条件で取り組まれていいんですけれども、まず、限度額としまして、こういうとらえ方で、Aであれば100万円、Bであれば500万、Cでは3,000万円ということで、総トータルで限度額を設定して、選ぶことは可能ということでございます。それぞれの条件です。

○11番（田中 万里君） それぞれの条件で選ぶのは可能。

○**経済振興部長（佐伯 秀昭君）** はい。

○**議長（堀江 隆臣君）** 11番、田中万里君。

○**11番（田中 万里君）** これが3回目ですので。もう一つお尋ねしたい点というのが、例えば、この議会で採択された場合、可決された場合、いつから適用になるのかという点と、例えば、この1年以内に、言うなれば4月とか3月とかに会社を起こされた人たちがいると思うんですが、その辺には該当はしないのか。それと同時に、先ほどちょっと私が聞いた限りでは、開設して3年から4年後ぐらいから適用するように聞き取れたんですけれども、その辺の確認です。例えば、開設したと同時に、こういうのをしてやるべきではないかと思うもので、その辺を答弁願います。

○**議長（堀江 隆臣君）** 経済振興部長。

○**経済振興部長（佐伯 秀昭君）** 条例制定につきましては、今回、皆様方の賛同が得られるとすれば6月で施行していただくこととなりますが、この適用を受けていただきますと、4月、いわゆる基金の財源的な裏づけをしていきたいと考えております。それは、何でかと申しますと、後、企業の方が進出されて1年もたたないうちに、例えば閉められたとか、そういう形になりますといけませんので、1年経過後に支援措置として設定させていただいているところでございます。

○**議長（堀江 隆臣君）** 次に、9番、島田光久君。

○**9番（島田 光久君）** では、今のに沿って二、三点お尋ねしたいと思います。この条例は、条例の特定推奨分野の中で、水産養殖業、食料品製造業、自然科学研究所及びクリーンエネルギー関連機器製造業があります。そして、3項目に推奨分野としては区分けして、十何項目あって、水運業というものの内訳をわかりやすく説明してください。

それと、4条の奨励措置の中の2項目の雇用奨励金の交付とか人材育成研修助成金、地域貢献助成金の交付とありますけれども、この条例は、新規に企業誘致とか地場の企業が増設するとかを想定されていると思うんです。これはこれでいいんですけれども、地場で一生懸命頑張っている企業も、4条の2項の雇用とか人材育成とか地域貢献とか使えるのか使えないのか、その辺をどうなっているかお願いします。

最初はそれだけでいいです。

○**議長（堀江 隆臣君）** 経済振興部長。

○**経済振興部長（佐伯 秀昭君）** 島田さんの当初質疑された案件とは若干違うところがございまして、先ほどの業種の水運業につきましては、船舶でございます。特に、上天草市におきましては船舶関係も多いということで、船舶による旅客または貨物の運送を行う事業という形で位置づけされています。海運業です。

それから、先ほど、地場の企業におきまして可能なのかということでございまして、今提示させていただいておりますそれぞれの条件に該当するのであれば可能でございます。

○**議長（堀江 隆臣君）** 9番、島田光久君。

○**9番（島田 光久君）** ということは、これは企業誘致とか増設のための条例と思うんですけ

れども、現に地場で企業をやっている、新規雇用するとか、例えば研修とかもろもろを利用できると解釈していいと私は理解したんですけれども、あと一つは、この中に自然エネルギーとか自然関係が多いんですが、農業法人とかのほうの設置がついてない。農業と、ここは水産の養殖が入っているの、水産業にも養殖以外にいろいろ事業がいっぱいあると思うんです。その辺も含まれているのか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） 今の件につきましてですけれども、推奨分野につきましては、関係課と協議してまいりました結果、この15種類の業種に当てております。ただ、農業につきましては、特に御承知いただいているかと思っておりますけれども、国、あるいは県及び市からも、振興のためあらゆる優遇措置がなされております。そういう点を考えまして、めり張りをつけるためにも、今回は見合わせてもよいのではないかと総意よりまして、今回、農業関係は入れていないところでございます。

それから、先ほどの水産養殖業につきましてですが、例えば、フグ養殖、クルマエビ養殖、タイ養殖、カニ養殖、それから海藻類の養殖とかも含めて考えているところではございます。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田光久君。

○9番（島田 光久君） ということは、農業法人も一つの企業で、これからどんどん参入も期待したいし、これからもどんどん促進する必要があると私は思うんです。その中でも、地場の農業法人として上天草には何社かあると思うんです。例えば、養豚業であったり、ニワトリだったりその他いろいろありますけれども、それも一つの企業だから、農業法人としても考え方がちょっと違うんじゃないかという面もあるんです。その辺をもう少し、できるのできないのかです。

それと、さっきの地域貢献補助金の交付というのがあるんですけれども、条例に見合った形の、例えば、3年間でA、B、Cあったんですが、300万円とかありますが、これを使った場合には、今までの上天草市の企業設置条例で使っている企業は排除すると書いてあるんですが、その辺はどのように解釈したらいいんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） 先ほどの農業法人の件につきましては、内部で、今回はあらゆる補助を受ける政策的な兼ね合いがあるために見合わせるべきじゃないかという意見のもとに、農業の法人等を含めたところを外してあります。そういう点が、今後また高まって、また必要に迫ってくる状況が見えるようになりまして、その点は、今後課題とさせていただきたいと思っております。今の点では、こういう形でぜひお願いさせていただきたいと思っております。

それから、もう1点の件ですけれども、合併いたしまして、以前の優遇措置、固定資産等の税の免除等を受けられた企業を調べてみますと、今まで6社ほどございます。その方々が、今回新たに行っていかれるとすれば、そこら辺もこの条件がクリアできれば可能であると考えております。

以上でよろしいでございますでしょうか。

○9番（島田 光久君） 終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はございませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑がなければ、本件は経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第2 議案第44号 上天草市企業立地促進及び雇用促進基金の設置、管理及び処分
に関する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、議案第44号、上天草市企業立地促進及び雇用促進基金の
設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 11番、田中万里です。

まず初めに、基金の積立金はどのように捻出するのかという点をお尋ねいたしておりましたが、
きょう配布されましたこの資料によりますと、ふるさと・水と土保全基金の一部を取り崩して
3,000万円を基金として設置するとございます。その後は、固定資産税、市民税増の見込みで一
般財源より繰り入れるということでございますが、まず初めにお尋ねしたいのは、ふるさと・水
と土保全基金を取り崩して、新基金に回すということでございますが、もともとのふるさと・水
と土保全基金には目的があったと思うんですけれども、取り崩すと、こちらの事業の推進とい
うのができなくなるのではないかという危惧がありますので、その点についてでございます。

それと、まず3,000万円を基金でつくるということでございますが、その中で、3,000万円を基
金として設置したとします。この資料によりますと、適用条件のCが1社来た場合、10億円以上、
あるいは10人以上50人未満の企業が進出してきた場合、この3,000万円は一気になくなる
と思うんです。その場合の考え、例えば、補正等で即座に組むのかどうか、その辺を答弁願います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） まず、ふるさと・水と土保全基金から3,000万円を充当して基
金として設置するという点についてでございます。ふるさと・水と土保全基金につきましては、
状況を説明させていただきますと、平成5年から平成6年度におきまして、旧町時代に上限を
1,000万円として設けられた基金でございます。この当該基金は、運用益にて、地域における土
地改良施設の機能を発揮させるために必要な各種費用に充てるためのものでありますが、近年は
利率の低下により、運用益による十分な活用がなされていない現状でありました。

造成額におきましては、市町村の規模を問わず上限が1,000万円であったことから、旧町で
4,000万円の基金があったわけでございます。そういう状況を踏まえまして、県のほうに問い合
わせいたしましたところ、3,000万円を取り崩すことについては、問題はないということの見解
を得たところでございます。県の基金、市町村の基金の存在によってなされる事業でございまし

て、本市においても、龍ヶ岳町の棚田ふれあいツアー等を実施いたしております。そういう点もありますので、全額を取り崩すということは避けたほうがいいのではないかとということで、3,000万円ほど充当させていただくことにいたしているところでございます。

それから、もう1点のほうが、例えば、大型投資雇用分野の企業がもし進出した場合、1回で3,000万円を充当してしまうので基金がなくなるのではないかとということでございますけれども、そこら辺につきましては、そういう状況が出たといたしますと、やはり市として対応すべきかと思われまので、財政当局と協議しながら取り組んでいかせていただきたいと思いますと考えているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、9番、島田光久君。

○9番（島田 光久君） 私も、基金がどうしても少ないのではないかとこの感じがするんです。先ほども、雇用促進のために一企業20万円ぐらいにする形になっているんですけども、効果が出る形に持っていくにはもう少し基金を積む必要があると思うんです。その辺はどうですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） 先ほども申し上げましたが、9番議員のおっしゃいます趣旨は十分理解できます。しかし、現在では、財政が許される範囲で考えております。まず、そういう前向きな姿勢で今後取り組んでいくということを理解していただきまして、必要性が生じた場合は、また皆さん方の御協力を得ながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田光久君。

○9番（島田 光久君） わかるんですけども、この条例を制定するから、地場の企業にどんどん提示して、こういう助成ができましたから雇用してくださいと積極的に進めていただいて雇用を図っていくのが一番だと私は思うんです。これぐらいのお金も用意してます、どんどん新たな雇用をしてもらえないですかといった感じで、雇用の場をできるだけ広げてもらいたいと思ひます。

終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑がなければ、本件は経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第45号 上天草市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第3、議案第45号、上天草市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

9番、島田光久君。

○9番（島田 光久君） では、45号についてお尋ねをいたしたいと思います。この中で一番大きな問題は、卸小売業を卸売業に改める、そして、10人雇用を5人雇用で認めるという条例の改正ですけれども、確かに、小さな企業が利用して使えるかなという感じがするから、前向きの条例改正は、私はいいと思います。でも、この中で、なぜ卸小売業から卸売業に変更する必要があるのか。

それと、合併してから上天草市はちょうど5年になります。この条例は、合併時にできている条例だと思うんですけれども、5年間にこの条例を使って優遇措置されている企業はどれくらいあったのか。現在、これを使ってやってる企業があるのかないのか、その辺を教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） 質疑の第45号、なぜ小売業から卸売業に改める必要があったのかに対してでございますけれども、卸小売業を該当させてしまいますと、大型量販店、大型小売店の進出に対して優遇措置を適用することも想定されるわけでございます。そうしますと、進出されることによって既存の企業や小売店を圧迫する結果を招き、現実的に廃業されることも予想されます。そのため、地場産業への圧迫につながる優遇措置は適用すべきではないとの協議の中の意見で、総意によりまして決定させていただいたところでございます。今ある、地元の小さい小売店等を守るべきではないかという兼ね合いを含めたところでございます。

それと、先ほども若干申し上げましたが、合併後、現在まで6社ほど進出されております。今後、その方々が、また新たに改築、増築とかされることが生じ、今後、適用条件にマッチすれば、そういう取り組みも可能であると考えております。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田光久君。

○9番（島田 光久君） 大型小売店を規制するという考えが少し中に入っているという答弁だったんですけれども、大型店というのは、市を企業が所在地としていてる企業にだけ優遇措置を使えると思うんですけれども、例えば、結構大型店が進出していますけれども、あれにも現在の補助制度は使われているんですか。いないでしょう。

それと、例えば、卸小売業の線引きです。上天草は零細な企業が多いんですけれども、卸と小売をやっている企業は多いと私は思うんです。卸をしながら小売もやってる、その辺のすみ分けも私は必要ではないかと思うんです。それをどのようにすみ分けするのか、そして、例えば市内の企業がどこかにもう1店舗つくったり、事務所つくったりするでしょう。地場の企業がここを拡張して広げていく場合にも規制がかかってくるから、利用できなくなるんです。その辺はどのように解釈したらいいんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） 先ほどのすみ分けにつきましては難しい点もあるかもしれませんが、現実的に大型の小売店が進出してきた場合、地場の企業が閉められたり、廃業さ

れたところも、現に生じております。そういう点を踏まえたところで、今回こういう提案をさせていただいているところがございます。それから、今ある地元の企業が増築、あるいは改築、あるいは別の場所につくられるとした場合には、この条件にマッチするのであれば、その辺の位置づけは可能かと思っておりますので、そういう形で御理解いただければと思います。

○9番（島田 光久君） あと1点、今の企業が支援を受けているのか。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） 済みません。今まではないということで御理解いただきたいと思えます。

○9番（島田 光久君） 終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 申しわけございません。通告しておりませんが、今の答弁を聞いて、1点だけ確認をしたいのでお尋ねをいたします。

今の経済振興部長の答弁によりますと、大型店は該当しない条例になるということですが、ということは、企業名を申し上げたらちょっとどうかと思うんですけども、わかりやすく言いますと、コメリとか、あるいは熊本市内にナフコとかいろいろと大型店舗がございます。そういうのを大型店舗としてあるのかどうかを確認いたします。1点だけでよろしいです。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） 今おっしゃられました点は、そういう形で私たちとしてはとらえているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑がなければ、本件は経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第46号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第4、議案第46号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 質問させていただきます。教育振興基本計画策定委員ですけれども、どういうものかということと選定方法です。それと、通告に入れておりませんでしたけれども、日当について、日額幾らというのがありますが、これの根拠と選定する委員の人数を教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（鬼塚 憲雄君） お答えいたします。教育基本法は、平成18年に政府のほうでできた法律でございますけれども、その第17条2項の規定に基づきまして、今回、上天草独自の教育振興基本計画を策定するものでございます。その第17条でございますが、政府は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずるべき施策、その他必要な事項について基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに公表しなければならない。

2項としまして、地方公共団体は前項の計画に参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないという条項がございます。それに基づきまして、今回、教育振興基本計画を策定したいと考えております。

委員に関しましては、大学教授などの有識者、それから退職校長などの学識経験者、それから保護者、地域の企業の経営者、教育長、委員は15名以内を予定しております。任期は1年でございます。21年度中には基本計画を策定したいと考えております。

なお、日当が1万3,000円と5,000円ですけれども、大学教授等有識者については1万3,000円、それから、市内といいますか、そういった方々については5,000円ということで、今までのほかの日当ともかんがみまして、設定しているところでございます。

それから、熊本県でございますけれども、ことし3月に熊本県教育振興計画くまもと夢への架け橋教育プランということで策定をしております。実は、きのう説明会が私ども教育委員会にありまして、説明会に行ってきたところでございます。15名以内ということで計画をしております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） この選定方法ですけれども、今、大学教授とかいろいろ言われましたけれども、これは、委員会のほうで選定されるのか、それとも公募にされるのかその辺をお聞かせください。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（鬼塚 憲雄君） 今のところ、私どもは、まず教育委員会の中で選定をしたいと考えておりますが、まだ教育委員会そのものにも諮っておりませんので、その辺については、今後審議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑がなければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第47号 上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第5、議案第47号、上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、7番、高橋健君。

○7番（高橋 健君） 7番高橋です。質疑を行います。

牟田小学校と姫戸小学校の統合のためという形で提案理由がありますけれども、保護者及び近隣の住民の反応、また説明会の実施回数、日時、延べ参加人数はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（鬼塚 憲雄君） 牟田小と姫戸小の統合に関しましては、まず、今までの説明会の回数でございますが、学校それから保護者、地域それぞれに8回ほど実施をしております。昨年の5月30日から先日5月28日まで開催しました。1回当たり延べ20人ぐらい来ていただいておりますので、150名ぐらいは延べ人数としては来ていただいたと思っております。

それから、反応、地域の住民の声ということでございますけれども、5月20日に牟田地区の区長さんとか主な役員さんの説明会を行いました。その中で、今回、議会に上程させていただくということを説明しました。地域の皆さんは、基本的には保護者の意見を尊重するというところでございました。その後、5月28日に牟田小のPTAの皆さんに説明会を行いました。その中で、具体的なことについて質問がありまして、スクールバスの問題とか、制服の問題とかいろいろ出てきました。その中でも、今6月定例議会に上程するということで了解をいただきました。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 7番、高橋健君。

○7番（高橋 健君） 確認いたします。20日と28日に説明会を行いまして、すべてではないでしょうけれども、十分6月の議会に上程するということを確認した上で提案したというところよろしいですか。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 私も同じ質問を出しておりましたので、同じ内容は省かせていただいて、今、部長のほうからPTAの方の説明会で、バスや制服のこの問題が出たということがありましたけれども、これは、まだ解決はしていないわけですか。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（鬼塚 憲雄君） 先ほども言いましたように、PTAの中では、まず通学方法が、質問の中で一番出てきました。それから、制服の問題、それから閉校式等の問題が、PTAの中

ではいろいろ質問が出てきております。スクールバスは、行きはいいんですけども、帰りの便数とかいろいろ出ました。私どもは、答えとしては2回ということで説明をしましたがけれども、中には3回という希望もありますので、これについては、今後もう1回詰めていくということで、最終合意にはまだ至っておりません。

以上でございます。

○5番（宮下 昌子君） 制服については。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（鬼塚 憲雄君） それから、制服の件ですが、姫戸小には制服があります。それから、牟田小には制服がないということで、これは、今まで何回も話をしているんですけども、1年生から6年生まで制服で、しかも1着では済まないということで、1年生で入学する児童はいいんですけども、5年生、6年生はあと1年か2年しか着ない。それを新たに購入するとはどうかといった意見もありまして、全額市のほうで買ってくれという意見もございます。これについても、私どもはまだ決定はしておりません。今から内部議論をしまして、とりあえず補助金という形で出すものか、そういったことは今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

20番、猪塚安親君。

○20番（猪塚 安親君） 牟田小学校の統廃合については、今説明がなされましたけれども、ここに、樋合小学校に関する陳情書が出ています。署名された方々の一覧表をちょっと見てみますと、県外とかもいらっしゃいます。これは、恐らく樋合出身の方たちから寄せられているかと思えます。こういう陳情書が出ていますけれども、陳情書が出たら、今計画されている統合の年度をおくらせるとか、この陳情書は、22年度以降もそのまま存続をとという内容になっています。こういうのが出ますと、また、先延ばしを考えると、あるいは統廃合をやめるとかということも出てくるんですか。それとも、今の計画どおりに説明をされて、納得をしてもらって、統廃合に計画どおりに進めるという考えかどうか、その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（鬼塚 憲雄君） 牟田小学校と平行して樋合小学校のほうも小学校の統合ということで、今までに9回ほど説明会に行きました。いろいろなことについてお互いに議論をしたわけですけども、まだ、今現在のところ納得をさせていただいておりません。今回、牟田小を条例といたった形で出ささせていただきましたけれども、私たちとしては、審議会で十分今まで審議なされ、計画が出ておりますので、9月議会等に向けて、今一生懸命頑張っているところでございます。何とか理解をさせていただきたいということで、教育長を初め、何回も説明会に行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 20番、猪塚安親君。

○20番（猪塚 安親君） これを、先送りみたいな格好になりますと、こういう要望書を出したら、そういう格好になるとするならば、牟田小の条例案には反対せざるを得ない格好になります。今からでも姫戸出身の署名を集めてやらざるを得ないというようなことになりますので、計画どおりに進められるように皆さんが努力されて、どういう条件が出てくるかわかりませんが、ある程度の地元の人たちの要望を踏まえて、統合できるような方向に進めてもらいたいと。よろしく願いしておきます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑がなければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

日程第6 議案第48号 平成21年度上天草市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第6、議案第48号、平成21年度上天草市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 11番、田中万里です。議案第48号について質疑を行います。

まず初めにお尋ねいたしますのは、今回、4,040万1,000円の追加予算を計上されておられますが、当初予算の3月議会からまだ3カ月しかたっていない時点で、3,000万円の市債発行となっております。ほかの部分は、国、県からの助成事業や補助金等の事業確定に伴うものだと思いますが、この市債発行になった理由についてお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） お答えいたします。今回の補正を編成する中で、3,748万1,000円の財源不足が生じました。その財源を賄うために、後年度に100%交付税措置されず市債3,000万円を充当いたしました。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） もう少しわかりやすく説明できないですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 御存じのとおり、交付税というのは年々減ってきております。現在は例の経済対策もありまして、20年度の決算でも、前年度に比べてふえた額を決算として

出せるかと思うんですが、一般的には交付税というのは減ってきております。臨時財政対策債というのは、交付税が減少する中で、交付税のかわりとして市町村が起債を起こすことによって財源を賄うと。ですから、市町村が、国の交付税の補てんの意味で発行した起債ですので、これについては、次年度以降100%交付税措置をして、結果としては交付税が100%交付があったという形になります。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 言うなれば今回、市債を発行したのは、次年度の交付税として取り入れてもらうために発行したという解釈でよろしいですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） そのとおりで結構です。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 続けて、今の答弁をお聞きした上でお尋ねしますが、総務部長から、補正予算の趣旨等、補正予算というのはどういうときに組むべきかを、簡単にでいいですから答弁願います。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 今までの議会でも、予算の定義というのは申し上げたかと思いますが、予算というのは当初、歳入歳出すべてを上げるのが予算になってます。言葉で言いますと総計予算主義という言葉がございます。しかし、これはあくまでも当初の見込みであって、年度の中で、突発的あるいは緊急的な事業が出てまいりますと、当然それに対して予算を組むと。その根拠は地方財政法にうたわれておりますので、補正予算はどの自治体も、あるいは国も編成を行っております。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 簡単に申し上げますと、突発的、緊急性があるのは補正予算で組むべきであると解釈してよろしいですね。もう、答弁いいです。よろしいでしょう、今の答弁によると。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 一言つけ加えさせていただきますと、当初見込めなかった部分というのも当然ございます。ですから、緊急的あるいは突発的以外にもこういう形で出てくる可能性はあります。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 3回以上になるので次に移りたいと思いますが、当初というのは先ほど申し上げたように、国、県の事業確定に伴うのが、当初では見込めなかったという点に当てはまるのではないかと思います。それ以外は、緊急かつ早急に、いろいろ災害とかあった場合に行うのが補正予算ではないかと私は認識しております。その上で次の質問に移りたいと思います。

17ページの企画費の樋島仏崎地区会コミュニティセンター建設補助金についてお尋ねいたし

ます。この補助金については、担当部署にお尋ねしたところ、宝くじ等の補助金等の事業確定による事業ということで、当初予算では上げられませんでした。先ほど、総務部長が言われた当初の見込みでは確定していなかったもので、今回上げたということに該当すると思います。その上で、お尋ねいたしたいのは、国、県からの補助金をもらってする事業について、今回、コミュニティセンターを建設に至っておりますが、優先順位というのはどういうふうになっているのでしょうか。そちらの総務企画のほうで、ある程度、3年先ぐらいの、次はこれ、これ、というような優先順位は、現時点でもう決めておられますか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 普通建設事業については、22年度までは決定しております。今回の仏崎のコミュニティセンターのことなんですが、先ほど言いましたように、また議員も御理解いただきましたように、その他の部分での補正ということになります。お尋ねの趣旨が、緊急かつ早急にやらなければならないのかというお尋ねがっておりますが、それについては。

○11番（田中 万里君） いえいえ、緊急かつ早急にとは書いてますが、私も、この後に企画政策課に行って事情は聞きました。それで、今私がお尋ねしたのは、優先順位だけについてお尋ねしたので、その部分だけ答えていただければよろしいです。緊急かつ早急にやらなければならないというのは、窓口でもう認識しました。

○総務企画部長（永森 良一君） それでは、優先順位のことなんですが、当然、普通建設事業に該当しますので、当然部長会議で最終的に決定をするわけです。今回の仏崎についても、その順位を当然つけておりました。ところが、これはあくまでも宝くじの助成事業ということですので、申請の結果、決定が4月に通知が参りましたので、今回の補正につながっております。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 私が質問いたしたいのは、優先順位というの、次の予算が来たらこれ、次は、例えば松島のどこどこという優先順位は決めておられるのかという点を、私はお尋ねいたしております。それで、その辺が総務企画部の公民館等は所管じゃないのでわかりませんということであれば、教育部門で公民館等の優先順位というの決められているのかをお尋ねしたいわけでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 公民館に限って言いますと、議員がおっしゃったように原課のほうで、必要性なり緊急性なりを検討して準備をするかと思えます。先ほど言いましたように、今回の件は、決定を受けて予算計上したという経緯でございます。

○11番（田中 万里君） 優先順位は決められているのかいないのかは答えてないんですけれども。

○総務企画部長（永森 良一君） 公民館だけに限って申し上げますと、何も仏崎だけを改修ということではなくて、今回のような助成金を使ってやるのであれば、市内のすべての自治公民館がその対象になるかと思えますので、必要であれば申請をされる必要があるかと思えます。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 3回目ですので、最後になります。

では、内容を変えます。宝くじ補助金の優先順位、この事業は、毎年多分行われる事業と思うんですけども、この事業についての要望等を聞いた上で優先順位というのは決められているのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 今回といいますか、昨年からですが、仏崎の集会センター、コミュニティセンターについて、助成を受けて事業実施をしたいという申し出があっておりました。それ以外は現在あっておりません。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） わかりました。

では、次、36ページの商工振興費についてお尋ねいたします。これについては、窓口でお尋ねしたところ、これも同じく、国の事業費の確定後に行える事業だったということで認識しております。その中で、私が聞いた限りでは、パソコンプロジェクタースクリーン、間仕切り等は、何のために備品購入されたのかという点について、各地区において、今、オレオレ詐欺とかの事件が多発しているのです、そういうのをDVD等画像で、市民の皆様に注意を呼びかけるための購入ということをお聞きしましたが、その解釈でよろしいですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） 今の点につきましては、先ほど11番議員さんがおっしゃいましたように、国でそういう流れが生じております。今、国会などで議論されておりますが、ことしの秋ぐらいを目安に消費者庁の設置が進んでいる状況でございます。そういう点を見据えまして、県が基金を積み立てる。そして、県のほうでは地方消費者行政活性化事業も創設されております。その事業について、いわゆる取扱要領ですが、事務の流れなんですけれども、そういう形により、その計画の日程が国のほうから示されてまいりました。市町村におきましては、6月補正予算で対応していただきたいという点で、流れて来ておりますので、その点を御理解いただきたいと思っております。

それから、先ほど備品で、プロジェクター、パソコンというようなものをつかって、相談をやっていくということで、例えば、昨年度、県の消費生活センターのほうに、上天草市のほうから相談件数が132件ほどあっているような状況でございます。市民の方に、その点を少しでも理解していただいて、そういう被害をなくしていくような措置をとるべきではないかということで、国のほうから補助金の助成を受けながら取り組んでいく事業でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 理解はしております。私が先ほど質問したのは、窓口で聞いたそれに間違いはございませんかという点だったんですが、これから、そういう啓発活動のようなこと

をされる予定でございますが、今予算が通れば、すぐ購入されると思いますけれども、啓発活動はどういう予定でされるんですか。月に1回どここの地区でとか、週に1回どここの地区でとかの計画みたいなことは、購入される際には、多分つくっておかなければならないと思いますが、その辺はどうなっておりますでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） この件につきましては、別に9番議員さんのほうからも質問がっております。これは委託料の内容にも絡んできますけれども、今回の委託料を36万2,000円ほど補正させていただいております。これは、消費生活相談委託料の内容ということで、上げさせていただいております。生活専門相談員の資格を持った方に、週1回ほど来ていただいて、消費生活相談窓口を開いていくという取り組みを行っていくということでございます。委託料には相談員の報酬とか旅費、保険料など事務手数料を含めて今回お願いしております。事業の委託先は、熊本県消費者生活協会というところでございます。今回につきましては、大矢野庁舎のほうで、ことしの10月から3月にかけて週1回ほど来ていただいて取り組んでいくという計画でおるところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 今の説明で大体わかりました。

では次に移ります。続きまして、48ページの予備費についてお尋ねいたします。これによりますと、748万1,000円の減額は、概要説明書6ページによりますと、敬老会行事補助金増額分748万1,000円との説明になっておりますが、予算書の敬老行事補助金としては、345万円しか増額しておりません。この金額が合わない理由、403万1,000円という金額が、どこに行ったかわからないような予算書になっております。その辺の答弁を願います。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） お答えいたします。

予算書は間違っておりません。

○11番（田中 万里君） 済みません、予算書ではなくて、こちらの、第2号の概要です。

○総務企画部長（永森 良一君） 今、御指摘のとおり、概要の6ページなんですが、末尾になります予備費、実は大変申しわけないんですが、字句が1句足りませんでした。敬老会行事補助金増額分という表現になっておりますが、敬老会行事補助金等という「等」を入れていただきたいと思います。どうしてかといいますと、予備費の748万1,000円は、敬老行事補助金の345万円、それと金婚式記念品などの186万8,000円、これが合わせて531万8,000円になります。残りの216万3,000円が財源不足による調整ということになります。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 文言を入れていなかったということでございますが、私どもは、こういう書類によって皆様が執行される予算等をチェックしなければならないわけでございます。

ちょっとしたミスではなくて、これは、しっかりと見た上で、我々議員に配付するべきだと私は思います。というのが、総務部長が説明の中で聞いていて、我々議員一人ひとりも勉強してから厳しい目線でチェックを行って、適法・適正に予算が執行されているのかどうかをチェックしなければなりません。その中で、こういう書類の間違ひというのは、私はこの間、総務部長が我々に説明をされていて、以前は、ちゃんとした書類をもらって説明を聞いていたので非常にわかりやすかったんですが、今回はそういう書類がなくて、当初予算とこれに目を通して、概要2を見たほうがわかりやすいんです。その辺で、非常にわかりにくく、ただ最後の予備費を充てる部分で、どうも金額が合わないのでお尋ねしたのであります。こういう場合は、できれば細かく書いてください。そうしないと、予備費を該当していいところと悪いところが出てくるんじゃないかと思うんです。なぜならば、その中で流用とかでも当てはめられる部分が出てくるのではないかと思います。というのが、予備費はそんなに多く組んでないのが、だんだんと減額すれば、予備費はあくまでも予備費として、緊急のためにとっておかなければならないというのが私の考えであつたものでお尋ねいたしました。

では、もう答弁はいいです。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里議員に申し上げます。大変暑いかとは思いますが、議場のルールですので、ジャケットの着用をお願いいたします。事務局、場内の温度調整をお願いします。

○11番（田中 万里君） わかりました。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） それでは、議案第48号について質問いたします。31ページです。農林水産業費のところ、13節委託料、阿村ふれあい広場トイレ清掃管理委託料、外平海岸トイレ清掃管理委託料というのが上がっておりますけれども、これは、今まではどうなっていたのでしょうか。年間を通してこういう委託料が発生するのではないかと思われましたので質問いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） 御説明申し上げます。今、質疑がありました阿村、外平トイレの清掃委託金が、今までどうなっていたのかということでございますが、まずこの阿村ふれあい広場のトイレのほうから説明させていただきます。阿村ふれあい広場のトイレの清掃管理につきましては、平成19年の3月31日まで市役所の阿村出張所で、週2回ほど清掃及びトイレトペーパーの補充、それからごみ処理を行ってまいりました。しかし、御承知いただいておりますように、職員の削減によりまして臨時職員の雇用ができなくなったため、出張所のほうで対応ができなくなったということでございます。

そういう点を踏まえまして、平成19年の4月1日から19年の6月30日まで、実質的に閉鎖された状態でございます。そういう状況の中、トイレ付近の植え込みの中への用足し等がたびたびあり、不衛生な状況が続いたということでございます。また、地元のまちづくり事業で実

施された公園でもありましたので、地元の老人会の方が立ち上がられまして、9カ月間ぐらい清掃を実施されたところでございます。しかし、それも、地元の事情により継続できない状況になってまいったということございまして、平成20年度におきまして、1年間のみ地域との約束で、委託料を予算化して開放されてきたところでございます。しかし、21年度から予算化されていないということに気づかれ、ことしの3月になり、地元区長さん及び有志の方から開放継続の強い要望があったところでございます。

特に、この場所につきましては、国道266号線沿いの阿村から牟田まで公共のトイレがないとのことで、対策がいろいろと求められているところでもございました。そのため、市といたしまして検討した結果、地域住民の強い要望あるいは観光、環境衛生面、または重要性等を考慮いたしまして、今回予算を計上させていただいているところでございます。

それから、もう一つの外平海岸トイレ清掃管理につきましてですけれども、ここにおきましては、平成21年3月31日までは1年間通して開放していました。しかし、利用者が少ない冬場は閉鎖し、夏場の7月から9月までの3カ月間の開放を予定していたところでございます。しかし、地元の住民の方、あるいは利用者への周知の徹底ができなかったことや、浄化槽の維持管理を含め4月から9月までの6カ月間の解放期間延長を今回お願いしたく、今年度分といたしまして、合わせて予算計上をさせていただいているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（堀江 隆臣君） 5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） わかりました。これに関連してですけれども、龍ヶ岳町の白戸海水浴場がありますが、いつだったか、私が通っている最中にちょっとトイレを借りようと思って行ったら閉まってたんです。あそこも今の外平海岸とかと一緒に、夏だけあけられるのかと思ったんですけれども、あそこに関しては、当初予算に計上してあるんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） 済みません、今、どの場所とおっしゃいましたか。

○5番（宮下 昌子君） 龍ヶ岳町の白戸海水浴場ですかね。龍ヶ岳中学校の前にあるんですけれども。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） あ、龍中の横にあります立派な、県で建設されたトイレかと思ひますけれども。

○5番（宮下 昌子君） あれは県になるんですか。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） はい。あそこにつきましても、管理は、多分市のほうで行っておりますが、この前、私のほうも確認に行きまして、ベニヤで入り口をふさいでありました。ですから、そこら辺につきましても、期間的な運用面は考えていかなければならないということで対応していくようにいたしているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） ということは、清掃管理委託料は、その部分に関しては、どうなる

んですか。当初の予算に上げてあって、夏の間はあけてきちんとされるということですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） その期間は3カ月間予定されているかと思います。

○5番（宮下 昌子君） 予算に入っているんですね。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、9番、島田光久君。

○9番（島田 光久君） お尋ねいたします。今度の補正の中で、職員異動による給与の減額が、担当課の異動によってあっていると思うんですけども、この中に共済の値上げがなされていると。私は予算書を見てほとんどわからなかったんです。私の知っている人と話をする中で、給料は下げているけれども共済は上げているのではないか、あなたは知りもしないのかとおしかりを受けたんです。どの共済がどれくらい上がったのか、わかりやすく説明してもらえますか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） お答えいたします。共済費というのは、四つの事業から算出をされております。今回、短期が保険であり、介護であります。それと、追加費用といわれる事業が、旧恩給組合給付費負担金ということになります。これが改正されました。改正をされたことによって負担がふえたということになります。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田光久君。

○9番（島田 光久君） 改正の公開とか、私、議員をやっているんですけども、その改正されたことをほとんど情報として知らないんです。いきなり予算計上の中に増額と上がってくるというのは、私はどうしても不可解なんです。執行部として、その辺をどう考えているのか。この中で、特に共済が増額されているのは、絞り込んだらどこが上がっているのか。今言われたのが全部上がっているのか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 今申し上げましたように、四つの事業の中で、二つの事業について、今回共済組合のほうで改正が行われたと。それによるアップということになります。それと、公開の件なんです。そういう御意見がありましたので、承っておきたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田光久君。

○9番（島田 光久君） こういう共済の改正があったら、やっぱり予算に関連してくるんです。しっかり、わかりやすい説明を議会に出すべきではないかと私は思うんですけども、どうですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 先ほどの質問とも関連するんですけど、そういうことではあります。法律に基づいて行われることですので、あえて議会、あるいは市民のほうに公開すべきかどうかは、今の時点でははっきりは申し上げられません。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田光久君。

○9番（島田 光久君） では、今のはまた後で議論するとして、次、企画費で、先ほど田中万

里議員が議論していたんですけれども、宝くじの助成です。ことしは、仏崎のコミュニティセンターに使うという予定が入っているんですけれども、この宝くじ助成は、これからどのような使い方をするのか、役所内で規定か何かつくってますか。何でも使える予算ですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 周知をしていかなければいけないかと思います。きょう、宮下議員がおいでですけれども、旧町時代に陶芸教室に窯を買ったのも、実はこの宝くじの助成でありまして、今後制度の周知を図っていきたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

○9番（島田 光久君） この助成金は、毎年少しはあるんですか。前年度ではわからないんでしょう。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） これは市で決められることではございません。財団法人の地方自治総合センターというところが、この事業の窓口になっております。当然、市町村は県を経由して、このセンターに申請をいたします。しかし、それぞれの自治体からかなりの件数が申請されておりますので、申請をしたから当該年度に助成金がもらえるという保証もありませんし、今回については、非常にラッキーな面もあったかと思います。その年度によって、申請件数等の違いによって通る通らないの違いは、当然出てくるかと思えます。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田光久君。

○9番（島田 光久君） その件で、今回500万円ほどの助成になっているんですけれども、例えば、県の補助だったら大抵は負担額とかあると思うんです。この補助事業で、負担額等はなく丸々の補助になっているんですか。それを教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 財源の内訳でしょうか。

○9番（島田 光久君） はい、そうです。

○総務企画部長（永森 良一君） 申請時の事業費総額は、914万5,721円ということで申請をしております。そのうち、今回決定通知を見ました540万円を充てまして、残りの374万5,721円については、申請人であります樋島の1区、2区でつくりました樋島仏崎地区会が、負担を288万6,000円、残りの85万9,121円を寄附金等で賄うという形での申請でありました。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田光久君。

○9番（島田 光久君） では、次にいきます。

次は、36ページです。先ほど、田中議員が質問していたんですけれども、消費生活委託料36万2,000円。先ほど、大体中身がわかったんですけれども、例えば、先ほどもあったんですけれども、やはり相談する人は、なかなかここに来れない人がたくさんいらっしゃると思うんです。だから、もう少し地域に入り込んで相談できるような計画をぜひつくってほしいと、私は思うんですけれども、そういう計画はありますか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） 今回のこの件につきましては、初めてこういう形で、地域で計画されておる事業でございます、私も、旧町間で順番にできないかということで担当のほうにも確認いたしました。しかし、現時点では、まず大矢野庁舎のほうで行って、後の状況を確認しながらやっていくということも踏まえておりますので、そこら辺で御理解いただきたいと思えます。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田光久君。

○9番（島田 光久君） では、次にいきます。

次の同じページの観光費の消耗品費を修繕費に組み替えがなされているんです。これの内訳を教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） 今の御指摘の点につきまして、6万3,000円ほどの組み替えかと思えますけれども、この件につきましては、龍ヶ岳町の龍ヶ岳の山頂の公園の揚水ポンプの老朽化に伴いましての修繕費であります。特に、龍ヶ岳の自然公園の山頂のトイレ及びミュージアム天文台に給水しておりますが、開設以来使用されている上水道ポンプが、今現在あります。しかし、ことしの3月以降は、ポンプの老朽化によるたび重なる送水停止が発生し、支障を来しているような状況でございます。そのために、多くの施設利用者が訪れられます7月から8月の最盛期に向けて、早急に老朽化したポンプを交換する必要が生じてまいりました。その見積もり金額というのが26万2,000円ほどでございます、緊急の補修を行うためには、当初予算に計上いたしております修繕費の20万円では不足しております。そういう状況でございますので、11の需用費の消耗品費から6万3,000円ほど修繕費として組み替えをお願いしてまいりたいと。そういう形で、夏場のそれに早急に対応していくために組み替えさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田光久君。

○9番（島田 光久君） 中身は今わかりましたけれども、指定管理の項目の中に、金額の少ない修繕は指定管理を受けた業者がするみたいなくだりがあったと思うんですけれども、その辺のくだりは、龍ヶ岳山頂の場合はどうなっていたんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） この件では、今回、金額が26万円ほど生じてまいっておりますので、市のほうで負担するという形で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田光久君。

○9番（島田 光久君） ということは、先に20万円ほどの修理を組んで、見積もりとかもろもろしたら6万円ほど足りない、それを追加するという解釈で、26万円の修理だから市がするという形の理解になるんですか。

○**経済振興部長（佐伯 秀昭君）** はい。

○**9番（島田 光久君）** わかりました。終わります。

○**議長（堀江 隆臣君）** 以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はございませんか。

15番、窪田進市君。

○**15番（窪田 進市君）** 通告しておりませんでしたけれども、一つ、教育予算の中でお尋ねいたしたいと思います。今回、補正の44万円ということで、42ページにあります。説明書の中で見ますと、外国人講師の帰国による増額だとありますが、この点につきましての内容等お尋ねしたいと思います。

○**議長（堀江 隆臣君）** 教育部長。

○**教育部長（鬼塚 憲雄君）** 予算書の42ページの教育振興費、費用弁償42万8,000円、旅費でございます。現在、当市におきましてはALTを3名雇用しております。その3名の中で、一人が帰国をしたいということであります。いつもは8月に期限が切れるんですけれども、今回どうしても帰りたいということで、その帰国旅費の計上でございます。3名のうち1名が、今回帰国ということですよ。

以上です。

○**議長（堀江 隆臣君）** 15番、窪田進市君。

○**15番（窪田 進市君）** 一応そういった契約期間というのはできているという感じがいたしましたけれども、やはり、期間の途中でお帰りになるということでは、補正はやむを得ないということですけども、できれば当初予算で、契約期間はいただくといい約束事が必要ではないかと思えます。

あわせて、今3名おられまして、これは旧町時代からいち早く外国人講師を招聘しまして、今後、英語なり外国語を普及していくという進取な取り組みで、現在も続けられております。今後につきましても、そういうものは必要であろうと思えますけれども、これにつきましては、全額市の負担であるということでございます。あわせて、今後は5年生から小学生あたりには、外国語導入、維和中学が指定校を受けまして実践発表いたしました。非常に内容がわかりましたけれども、そのことにつきまして、来年度の予算等あたりも、3名を続けていかれる計画なのか、あるいは今後見直すという考えはあるのか、今回のことでお尋ねしたいと思えます。

○**議長（堀江 隆臣君）** 教育部長。

○**教育部長（鬼塚 憲雄君）** 契約期間でございますけれども、途中ではございません。毎年7月までということで決まっています。ただ、帰国するしないの決定が、どうしても3月、4月になるものですから、今回計上させていただきました。それから、外国語指導員の今後のことでございますけれども、現在3名おります。ことしから、小学校5年生から英語が始まります。今のところ年17時間だと思えますけれども、35時間ほどにまたふえてくると思えますし、英語の授業というのは、私たちも大事だと考えております。市長も、ことしから英語村ということをお私

たちのほうに指示をしまして、その取り組みをしてるところでございます。やはり、英語活動というのは大変重要だということで、今後もこういったことにつきましては、努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 15番、窪田進市君。

○15番（窪田 進市君） わかりました。この前は、児童の皆さんが発表をいたしまして、指定校を受けて取り組んでこられた内容を聞いておりますと、非常に時代の中で、子どもたち、児童から英語を導入するんだとわかりました。しかし、内容的には、英語を覚えるということも大事ですけども、外国語に親しむということからスタートするんだという印象を受けましたので、今後につきましては、外国の皆さんの招聘とあわせて、今後の英語の取り組みあたりも検討していければいいのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 18番、渡辺勝也君。

○18番（渡辺 勝也君） 私も通告はしておりませんが、先般、宮下議員のほうからちょっと話が出ておりましたので、一般質問するような問題でもございませぬが、経済振興部長にお聞きをしたいと。と申しますのは、本市の宮津のトイレの件なんです。やはり、一番目抜き通りでもありまして、景観上も余り好ましくない、また、多くの市民から何とかならんのかという声が上がっておるわけなんです。現在は、入り口も閉め切った状態の中であるわけですけども、撤去をするのか、あるいはそのまま存続していくのか、その辺を明確にお尋ねして、当然私も要望をおっしゃった方々に御返答しなければならぬという部分もございませぬので、お尋ねします。どのような解体か、また、改修でもして続けていくのか、その辺をお伺いしたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） 今の件につきましては、多分、四郎公園内の下のトイレかと思っております。あそこにつきましては、現在、先ほど5番議員の指摘がありましたトイレの封鎖、ベニヤでとめてあります。建設されてから相当時間もたっている状況で、衛生上、管理上余り芳しくないような状況でそういう手が打たれてるかと思います。

それと、付近のメモリアルホールにもトイレがありますし、宮津海岸のほうにもある、それから、さんば一るにもあるということで、近くにあったら利用者からしますと便利かもしれませんが、古い施設であったということで、私もはっきり確認しておりませぬけれども、今後は多分解体の方向で進んでいくのではないかと認識いたしているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 18番、渡辺勝也君。

○18番（渡辺 勝也君） 解体であったら解体でいいわけなんです。しかし、あそこに子どもの滑り台や遊具等もありますので、地元の人たちは、長年あそこに子どもを連れて行って遊ばせていたという関係から、あの周辺で用を足されるということが多くあっているんです。それをびしっとして解体でもして、同時に滑り台とかの遊具類を海浜公園のほうへ移すなりしないと、あ

あいうものがあれば、親御さんは当然子どもさんを連れてそこに行くだろうと思うんです。その辺は、解体なら解体という方法で、明確にやっていただきたいと申し入れをしておきます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は各所管の常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第49号 平成21年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第7、議案第49号、平成21年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第1号を議題といたします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第50号 平成21年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第8、議案第50号、平成21年度上天草市診療所特別会計補正予算第1号を議題といたします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第51号 平成21年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第9、議案第51号、平成21年度上天草市斎場特別会計補正予算第1号を議題といたします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は総務常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第52号 平成21年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第10、議案第52号、平成21年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第53号 天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第11、議案第53号、天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は総務常任委員会に付託いたします。

日程第12 報告第1号 平成20年度上天草市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第12、報告1号、平成20年度上天草市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、次に進みます。

日程第13 報告第2号 平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第13、報告2号、平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、次に進みます。

日程第14 報告第3号 平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越

計算書の報告について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第14、報告3号、平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、次に進みます。

日程第15 請願・陳情書等の取り扱いについて

○議長（堀江 隆臣君） 日程第15、請願、陳情書等の取り扱いについてを議題といたします。

本定例会に受理した請願・陳情書等はお手元に配付している一覧表のとおりでございます。

先日、議会運営委員会で検討しました結果、各所管の常任委員会に付託いたします。

なお、付託した結果はお手元に配付のとおりでございます。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

あした13日から15日までは休会し、次の本会議は16日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時59分